

「あなたが加入している労災は間違っていない？」

# ひと目でわかる加入労災の確認フローチャート

※労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください

どの立場で仕事していますか？

具体的にどう働いていますか？

この労災の加入になります

例1  
人を雇って  
仕事している

年間100日以上雇う

・事業所労災加入  
・中小事業主特別加入

年間100日は雇わないが、  
たまに賃金で応援を頼む

・事業所労災加入  
・一人親方特別加入

雇っているのは家族だけ

例2  
施主から直接頼まれ  
1人で仕事している

請負としての働き方に近い

一人親方特別加入

・自分の考えで仕事の進め方を決められる  
・仕事の出来高によって報酬が支払われる  
・予定外の仕事を頼まれた時、断ることができる

※ 自分の働き方が一人親方か労働者か判断がつかない場合は、チェックシートをご確認ください

労働者としての働き方に近い

・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く  
・1日あたりの単価など働いた時間により報酬が支払われる  
・予定外の仕事を頼まれた時、断ることができない

労働者として  
元請け会社などの  
労災保険の適用になる

例3  
建設会社などから  
仕事をもらって  
働いている

例4  
賃金をもらって  
働いている